

発議第 2 号

嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び嬉野市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会運営委員会
委員長 梶原 睦也

理由 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）等の施行に伴い、一部を改正する必要があるため。

嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年嬉野市議会条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。